

○会津坂下町保育所保育の実施基準取扱要領

昭和60年2月13日告示第4号

改正

平成10年3月18日告示第9号

平成26年3月27日告示第55号

平成26年10月3日教委告示第5号

会津坂下町立ばんげ保育所保育の実施基準取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、保育の実施の統一性を確保するため、別表のとおり「会津坂下町立ばんげ保育所保育の実施基準」を示すことを目的とする。

(原則)

第2条 本基準は、別表(1)及び(2)をもって、会津坂下町立ばんげ保育所に入所する優先順位の基準とするものである。

2 「会津坂下町立ばんげ保育所調査票」を別紙様式のとおり定め、必要に応じて面接調査、家庭訪問実態調査、事業所調査等の調査を行い、保育所入所の優先順位を決定する資料とする。

3 本基準に基づく保育の実施は、保育の実施決定会議において「会津坂下町立ばんげ保育所調査票」に基づき審査し、その結果によって町長の決裁により決定する。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月18日告示第9号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日告示第55号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月3日教委告示第5号)

(施行期日)

1 この告示は、法の施行の日(第2項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行日以後に保育を受ける子どもについて適用する。

附 則 (平成27年12月11日告示第53号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第1条関係)

会津坂下町立ばんげ保育所保育の実施基準

(1) 基本基準点表

類型	項目	細目	適用	保育 実施 指数	優先 順位	
基本 基準 (保 護 者)	就 労 状 況	家 庭 外 就 労	月160時間以上	日勤・夜勤などの労働形態に関わらず、月の就労時間の実態による	8	3
			月120時間以上160時間未満		7	4
			月80時間以上120時間未満		6	5
			月64時間以上80時間未満		5	6
		家 庭 内 就 労	月160時間以上		7	4
			月120時間以上160時間未満		6	5
			月80時間以上120時間未満		5	6
			月64時間以上80時間未満		4	7
	農 業 従 事 者 (専 業)	事業主である場合	6	5		
		専従者である場合	5	6		
	そ の 他	求職中	世帯の生計を維持するために就労していたが失業し、速やかに就労することが必要であるもの	10	1	

			失業し、求職中であるもの（上記以外）	4	6
		就学等	就学中、就職に必要な技能を取得中又はその予定であるもの等	8	3
		復職予定	育児休業後に復職予定で入所予定月より2カ月以内に復職するもの	10	1
			上記以外の1年以内に復職予定であるもの	5	6
その他の状況	保護者の本人の状況	重度障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害保健福祉手帳1級、又は複数の手帳を合わせて所持する者及び同程度と判断できるもの	9	2
		障がい	重度障がいに該当しないもの及び同程度と判断できるもの	7	4
		出産	出産前2か月、後3か月	9	2
		疾病入院	おおむね1か月以上の入院	9	2
		居宅療養	常時臥床	疾病のためおおむね1か月以上常時臥床	9

		精神結核	医師が長期加療（安静）を要すると診断したもの	8	3
		一般療養	医師がおおむね1か月以上加療（安静）を要すると診断したもの	6	5
		その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	3	8
病人の看護等	入院付添		おおむね1か月以上親族の入院・付添に当たっているもの	9	2
	居宅内看護		同居の家族の長期居宅療養等介護に当たっているもの	6	5
	心身障害児者介護		心身障害児者の介護、通園、通院、通学等に当たっているもの	9	2
	ねたきり老人の介護		同居の祖父母等、ねたきり老人の介護に常時当たっているもの	9	2

1. 保護者それぞれの状況に応じ、上記のいずれに該当しているかを調べ、保育実施指数及び優先順位を把握する。
2. 複数の細目に該当する場合は、保育実施指数の高い方を採用する。
3. 保護者それぞれの保育実施指数を合算し、入所申込み家庭の「基本基準保育実施指数」とする。

(2) 特殊事情基準点数表

類型	項目	細目	適用	保育 実施 指数	優先 順位	
特殊 事情 基準 (家 庭)	家庭 全体 の 状況	ひとり親家庭	会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年条例第15号）第2条第1号に規定するひとり親家庭であるもの	10	1	
		経済的事由	生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属するもの	10	1
			非課税世帯	住民税非課税世帯である場合	3	8
		育児休業中の特例	育児休業取得時に既に保育を必要とする子どもがいて当該子どもの発達上環境に留意する必要がある場合、又は育児休業取得者の健康状態等を	3	8	

		考慮する必要がある場合		
	家庭の災害	火災、風・水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合	10	1
保育を必要とする子どもの状況	虐待	虐待を受けるおそれがある状態その他社会的養護が必要な状態であるもの	10	1
	重度障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害保健福祉手帳1級、又は複数の手帳を合わせて所持する者及び同程度と判断できるもの ※ただし、入所に関しては、医師や保健師等と協議のうえ決定する。	10	1
	障がい	重度障がいに該当しないもの又は同程度と判断できるもの	8	3
	保育状況	地域型保育事業等の利用	10	1

				後に特定教育・保育施設を利用できない場合		
			ばんげ保育所の利用	ばんげ保育所に兄弟姉妹が継続入所している場合	10	1
調整 基準	加算 要因	保育士及び幼稚園教諭		保護者が会津坂下町立幼稚園又はばんげ保育所の嘱託職員として就労若しくは内定している場合	3	
	減算 要因	同居者有	65歳未満	保護者以外の同居親族その他の者が何らかの事由により十分保育できないと主張しているもの（町において保育できると認定された場合を除く。）	- 2	
				保育可能な保護者以外の同居親族その他の者が同居している場合	- 5	

1. 家庭全体の状況に応じ、上記のいずれに該当しているかを調べ、保育実施指数及び優先順位を把握する。
2. 該当する細目の保育実施指数を合算し、入所申込み家庭の「特殊事情基準保育実施指数」とする。
3. 「基本基準保育実施指数」と「特殊事情基準保育実施指数」を合

算し、入所申込み家庭の「全体保育実施指数」とする。

4. 調整基準に該当する家庭であるときは、その該当事項に対応する保育実施指数を把握し、「全体保育実施指数」に合算する。
5. 「全体保育実施指数」の高い方から順次保育の実施決定会議に提出する名簿に登載する。
6. 「全体保育実施指数」の値が同じであるときは、特殊事情基準点数表中で該当する優先順位の高い細目の数が多い方から登載する。

別紙様式（第2条関係）

会津坂下町立ばんげ保育所調査票

基本基準保育実施指数

受付 番号	保護者 (1)	保護者 (2)					
対象の 子ども	() 歳	対象の 子ども	() 歳				
対象の 子ども	() 歳	対象の 子ども	() 歳				
類型	事項		保育実 施指数	保護者 (1)	保護者 (2)	合 計	
基本基準 (保護者)	家庭外就労	月 160 時間以上	8				
		月 120 時間以上 160 時間未満	7				
		月 80 時間以上 120 時間未満	6				
		月 64 時間以上 80 時間未満	5				
	家庭内就労	月 160 時間以上	7				
		月 120 時間以上 160 時間未満	6				
		月 80 時間以上 120 時間未満	5				
		月 64 時間以上 80 時間未満	4				
		農業従事者（専業）	6				
	その他	求職中		10			
				4			
		就学等	8				
		復職予定		10			
				5			
	保護者本人の 状況	重度障がい	9				
		障がい	7				
		出産	9				
		疾病入院	9				
		居 宅 療 養	常時臥床	9			
			精神結核	8			
	一般療養		6				
	その他		3				
	病人の看護等	入院付添	9				
		居宅内看護	6				
心身障害児者介護		9					
ねたきり老人の介護		9					
基本基準保育実施指数(A) 合計							

特殊事情基準保育実施指数

類型	事項	保育実施指数	家庭	備考	
特殊事情基準(家庭)	ひとり親家庭	10			
	経済的事由	生活保護世帯	10		
		非課税世帯	3		
	育児休業中の特例	3			
	家庭の災害	10			
	虐待	10			
	重度障がい	10			
	障がい	8			
	保育状況	地域型保育事業等の利用	10		
ばいげ保育所の利用		10			
調整基準	保育士及び幼稚園教諭	3			
	同居者有	65歳未満	-2		
			-5		
特殊事情基準保育実施指数(B) 合計					

調査員判定	印			
	年 月 日			
	基本基準保育実施指数(A)	点		
	特殊事情基準保育実施指数(B)	点	優先順位 1位の数	
	全体保育実施指数(A)+(B)	点	順位	位
	【変更】※朱書きで記入			
	印			
	年 月 日			
	基本基準保育実施指数(A)	点		
	特殊事情基準保育実施指数(B)	点	優先順位 1位の数	
全体保育実施指数(A)+(B)	点	順位	位	